

導管利用の公平性・利便性向上 に向けた自主的な取組み

東京ガス株式会社
大阪ガス株式会社
東邦ガス株式会社

目次

- 1. 導管利用の公平性・利便性向上に向けた自主的な取組み**
 - ① 実施時期・具体的内容の検討状況**
 - ② 託送供給の新たな方式のご提案**
 - ③ 包括的な改善サイクルの仕組み**
 - ④ 中立性確保に向けた新たな仕組み**

- 2. 託送料金原価（気化圧送コストの今後の取扱い）**

- 3. 託送料金原価（需要開発費・試験研究費の現状の取扱い）**

1. 自主的な取組み（①実施時期・具体的内容の検討状況）

①託送供給検討受付センター（仮称）の開設

実施時期	内容
2015年4月 予定	<ul style="list-style-type: none">● 自社小売部門および新規参入者からの供給検討依頼について受付する窓口を一本化。● 社内外を問わず受付順に対応。 ⇒ 台帳で受付日と回答日を記録・保存● 新規参入者から要請があれば、進捗状況を開示。● 供給検討の平均所要日数をホームページ上で公開。

- 小売全面自由化にあたっては、上記内容を現行小口分野にも拡大。
- 受付件数が飛躍的に増加することを踏まえ、台帳管理や問い合わせ対応など、システム開発を含めて今後検討していく。

1. 自主的な取組み（①実施時期・具体的内容の検討状況）

②需要家情報開示センター（仮称）の開設

実施時期	内容
2015年4月 予定	<ul style="list-style-type: none">● 自社小売部門および新規参入者からの導管部門の需要家情報開示請求について受付する窓口を一本化。● 情報開示請求を書面にて受け付け、需要家の承諾の上、請求者に対して、当該需要家に関する情報（託送料金相当額、需要実績）を開示するための窓口を開設。

- 小売全面自由化にあたっては、上記内容を現行小口分野にも拡大。
 - 受付件数が飛躍的に増加することを踏まえ、システム開発を含めて今後検討していく。
- ※将来的には、託送供給検討受付センター（仮称）と統合することも視野に検討。

1. 自主的な取組み（①実施時期・具体的内容の検討状況）

③ 託送検討ルールの変更および公表内容の拡充

実施時期	内容
小売 全面自由化 実施時期の 半年前予定	<ul style="list-style-type: none">● 託送供給の検討料については、現行の一律的な体系から、接続形態や託送検討の内容によって、より実務負荷を反映したきめ細かな料金体系へと移行。● 現行小口分野を含めた託送供給検討料の体系整備。● ホームページ上で検討料体系を常時公表。

1. 自主的な取組み（①実施時期・具体的内容の検討状況）

④ 託送収支の公表様式の追加、検証等による透明性向上

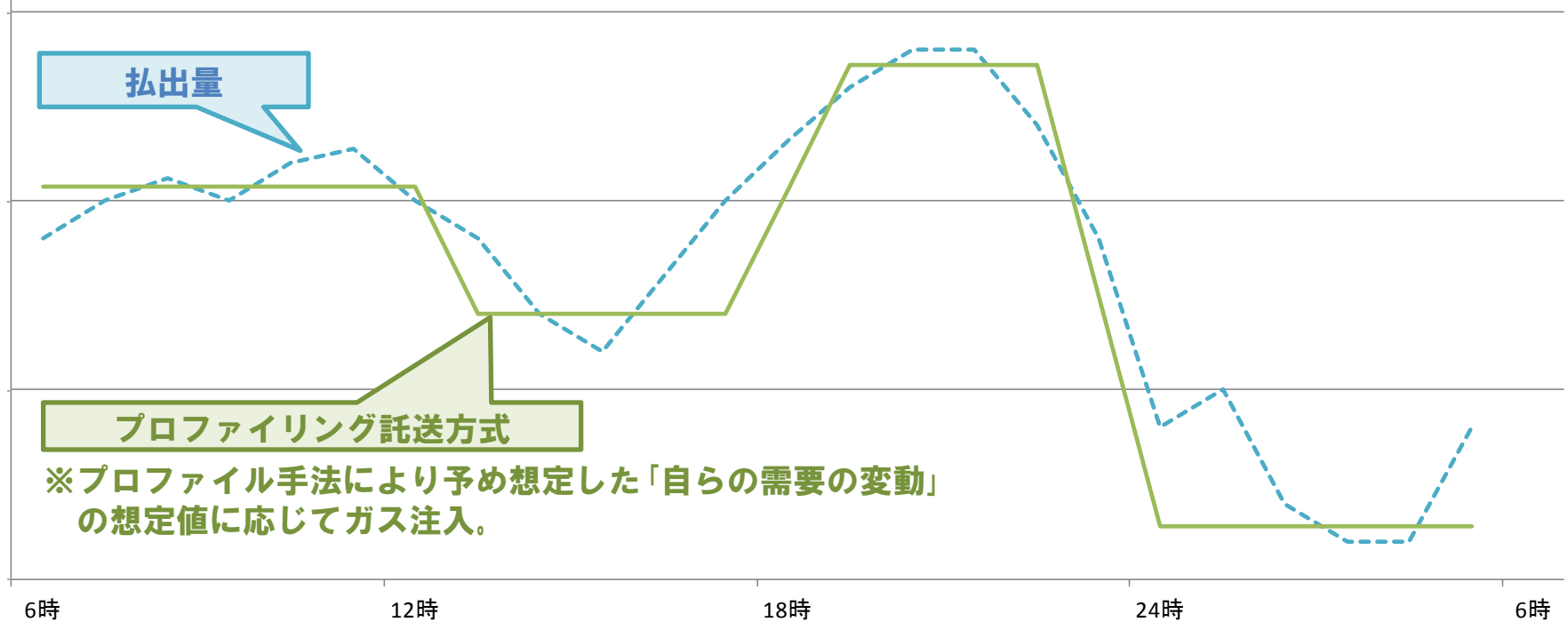
実施時期	内容
2015年度 実績分 予定	<ul style="list-style-type: none">● 託送収支計算書を公表する際に、収益および費用ともに自主的な公表様式を追加。● 現行の規則では求められていない、公認会計士による託送収支計算書の検証等、透明性向上の取組みを検討。

1. 自主的な取組み（②託送供給の新たな方式のご提案）

- 託送制度の更なる利便性向上の観点から、小口の託送について、「通常の同時同量方式」よりも注入オペレーションが容易となり、通信設備のコスト負担も軽減する「プロファイリング託送方式」を提案。

プロファイリング託送方式

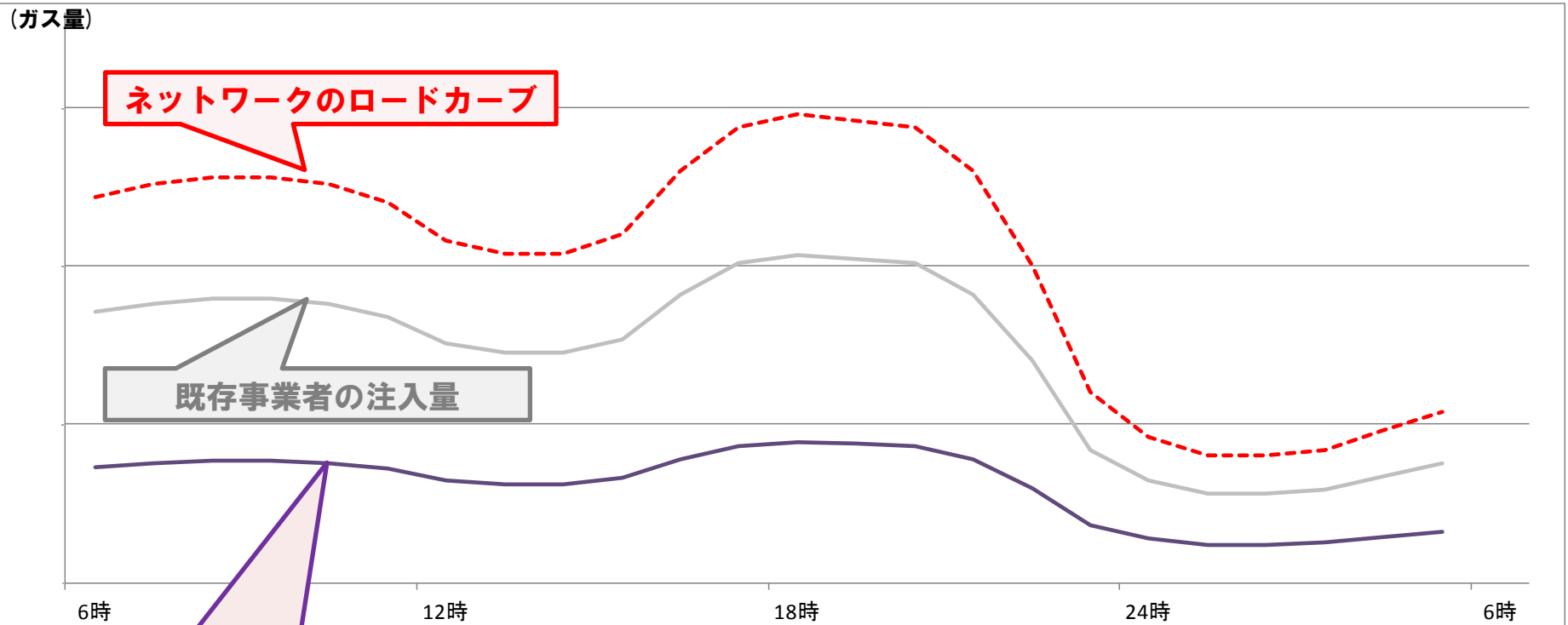
(ガス量)



1. 自主的な取組み（②託送供給の新たな方式のご提案）

- 一方、新規参入者の求める導管の公平利用の観点から、全ての小売事業者に等しいオペレーションを求める「ロードカーブ託送方式」を追加提案するもの。
- ネットワークロードカーブと新規参入者の注入量の両方を提示することで、新規参入者と既存事業者のイコールフットイングを確保する。

ロードカーブ託送方式



新規参入者の注入量

※導管事業者が「ネットワークの圧力・流量の変動」を勘案して策定したロードカーブに応じてガス注入。需給が変動した場合は、導管事業者の指示により計画を修正。

1. 自主的な取組み（②託送供給の新たな方式のご提案）

- 今回提案する「ロードカーブ託送方式」により導管の公平利用は確保。
- 一方、同方式は、託送利用者に「自らの需要」ではなく「ネットワークのロードカーブ」に合わせた注入を求めることになる。
- 以上を踏まえ、託送利用者と議論して、2つの提案を深めてまいりたい。

3社提案の比較

	通常の同時同量	プロファイリング託送方式	ロードカーブ託送方式
基本的な方式	自らの需要に合わせて注入		ネットワークのロードカーブに応じて注入
オペレーションの簡素化	「注入量(実績)」と「払出量(実績)」の一致	「注入量(実績)」と「払出量(計画)」の一致	「注入量(実績)」と「注入量(計画)」の一致
貯蔵機能の公平利用	託送利用者は「払出量±10%」の範囲内で利用		全小売事業者が公平利用
通信設備の費用負担	託送利用者の特定負担	通信設備は不要	通信設備は不要 (必要に応じて導管事業者が設置)
インバランス調整と課金の公平性	一般ガス事業者(小売部門)が調整		全小売事業者が給ガス指令に協力
	託送利用者へ課金		全小売事業者へ課金

1. 自主的な取組み（③包括的な改善サイクルの仕組み）

継続的・包括的に託送供給制度を改善する仕組みの創設

- 今回の改善にとどまらず、持続的な改善活動を行うため、「改善のP D C A サイクル」を回す仕組みを創設。
- 当事者間の生の声による、実効ある改善を促進。

実施時期	内容
2015年度 予定	<ul style="list-style-type: none">● 各ネットワーク単位で、導管事業者・小売事業者にて組織。● 定例合同検討会、臨時個別検討会等を開催。● 現状の取組みの検証、課題の共有、改善策の検討等を行う。

1. 自主的な取組み（④中立性確保に向けた新たな仕組み）

業務遂行における中立性確保に向けた新たな仕組みの創設

- 現行の託送業務遂行に関する監査に加え、行政が導管事業者の業務遂行における適正性の確認を可能とし、中立性向上を図る仕組みを創設。

実施時期	内容
2015年度 予定	<ul style="list-style-type: none">● 行政が、事業者の求めに応じて、打ち合わせに参加する等、導管事業者の業務遂行における適正性を確認する。

2. 託送料金原価（気化圧送コストの今後の取扱い）

気化コストの早期分離に向けた取組み

実施時期	内容
2018年3月 を待たず、 できるだけ 早期に実施	● 気化コストと圧送コストの分離を早期に実施することにより 託送料金を低減する。

3. 託送料金原価（需要開発費・試験研究費の現状の取扱い）

- 需要開発費・試験研究費は、料金算定規則の原価配分ルールに基づき算定
 <内容に応じて可能な限り機能別原価に直課、それ以外は定められた基準により配分>
- 需要開発費は、全て託送料金原価以外に直課（託送料金原価には不算入）
- 試験研究費は、導管やメーターといった託送に関連する項目は算入
 （エネファーム等のガス機器の試験研究費については、託送料金原価に不算入）

機能別原価配分（需要開発費の例）

大項目	中項目	小項目	配分 ルール	機能別原価項目 ※青字の原価項目は託送関連機能原価										
				高 圧	中 圧 A	中 圧 B	低 圧	供 給 管	メ ー タ ー	検 針	集 金	巡 回 保 安	需 要 家 サ ー ビ ス	業 務 用 関 連
供給販売費	諸経費	需要開発費	直課・ 人員比	託送関連機能原価							託送関連機能原価以外			

需要開発費は託送関連
機能原価以外に直課